

玉名市議会意見交換会実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、玉名市議会基本条例（平成29年条例第22号）第34条の規定に基づき開催する意見交換会について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 意見交換会の対象は、本市の区域内に所在し、活動する団体（以下「団体等」という。）とする。ただし、次に掲げる団体を除く。

(1) 宗教団体

(2) 前号に掲げるもののほか、議長が適当でないと認める団体

(開催の要請及び申込等)

第3条 意見交換会の開催を要請しようとする常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会（以下「委員会」という。）は、意見交換会開催要請書（様式第1号）を議長に提出しなければならない。

2 意見交換会の開催を申し込もうとする団体等は、意見交換会開催申込書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、議長に提出しなければならない。

(1) 団体等の規約又は会則若しくはこれに類する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、議長が必要と認める書類

(意見交換会の開催及び決定)

第4条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、意見交換会開催の可否を決定し、意見交換会のテーマに関連する委員会を指名し、全議員に報告するものとする。

(1) 委員会から意見交換会の開催の要請があったとき。

(2) 団体等から申込みがあったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、議長が必要と認めるとき。

2 議長は、前項の規定により開催の可否を決定したときは、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類により通知するものとする。

(1) 開催する場合 意見交換会開催決定通知書（様式第3号）（以下「決定通知書」という。）

(2) 開催しない場合 意見交換会非開催決定通知書（様式第4号）

3 決定通知書を受理した団体等は、速やかに参加者名簿を議長に提出しなければならない。

(公平性の確保)

第5条 同一又は類似の団体等との意見交換会は、公平性確保のため、前回の開催から1年以内は開催しないものとする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(議題)

第6条 意見交換会の議題は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市政に関する事項
- (2) 市議会に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項

(出席議員)

第7条 意見交換会に出席する議員（以下「出席議員」という。）は、テーマに関する委員会の委員とする。

(意見交換会の運営)

第8条 委員会は、出席議員のうちから司会者1人及び記録者2人を指名する。

(報告及び意見集約)

第9条 委員会は、意見交換会の内容について協議検討し、次に掲げる分類を行い、意見交換会報告書（様式第5号）を作成し、議長へ提出するものとする。

- (1) 内容確認にとどめるもの
- (2) 委員会で調査・研究するもの
- (3) 市に回答を求めるもの
- (4) 市に伝達するもの

2 議長は、前項の規定により意見交換会報告書を受理したときは、その内容を全員協議会に報告し、必要に応じて全議員で対応を協議するものとする。

3 議長は、集約した意見等を市長に提出するほか、議会報及び市ホームページに公開するものとする。

(次第)

第10条 意見交換会は、90分以内とし、次第はおおむね次のとおりとする。

- (1) 開会挨拶
- (2) 出席者紹介
- (3) 意見交換
- (4) 閉会挨拶

(傍聴の取扱い)

第11条 議員のほか、団体等及び委員長長の許可を得た者が傍聴することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。